

平成30年6月15日  
厚生労働省労働基準局総務課

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）」に対する  
意見の募集について

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を定めることとされており、平成27年7月24日に閣議決定されました。

大綱においては、「社会経済情勢の変化、過労死等をめぐる諸情勢の変化、この大綱に基づく対策の推進状況等を踏まえ、また、法附則第2項に基づく検討の状況も踏まえ、おおむね3年を目途に必要なと認めるときに見直しを行う」こととされており、また、法第7条第3項では、「厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする」と規定されています。こうしたことから、今般、過労死等に至った者及びその遺族等を代表する者、労働者を代表する者、使用者を代表する者並びに過労死等に関する専門的知識を有する者により構成される、過労死等防止対策推進協議会において、大綱の見直し等について御議論いただきました。

これらの議論を踏まえ、今般、大綱の改定案を作成しましたので、広く意見を募集いたします。御意見のある場合には、下記により提出してください。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

**1 意見公募期間**

平成30年6月15日(金)から平成30年7月14日(土) 【必着】

**2 資料の入手方法**

電子政府の総合窓口 [ e-gov ] ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

**3 御意見の提出方法**

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名は、

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）に対する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

(1) 電子政府の総合窓口 [ e-gov ] の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止係 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3502-2559  
厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止係 宛て

#### 4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名・法人名、住所・主たる事務所の所在地及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。